

数量計算書

数 量 総 括 表

工 種	種 別	細 別	規格・寸法	単位	数量	摘 要
舗 装 工	路面切削工	路面切削	5cm、As舗装13	m ²	2,100	2097.3
		殻運搬(路面切削)	AS殻、運搬距離19.2km	m ³	105	105
		殻処分	AS殻 105m ³ (247t)	m ³	105	105
	舗装打換え工	表層工	再生密粒度AS13mm t=5cm	m ²	2,100	2097.3
区画線工	区画線工	溶融式区画線 (外側線)	溶融式手動、白実線、 15cm、厚1.5mm	m	740	737
		溶融式区画線 (停止線)	溶融式手動、白実線、 45cm、厚1.5mm	m	2.0	2.3

舗装・区画線工数量調書

名 称	規 格 ・ 寸 法 等	単位	数 量	摘 要
【舗装工】				
路面切削		式	1	
路面切削	5cm、As舗装13	m ²	2,097.3	数量計算書
殻運搬(路面切削)	As殻: $2100\text{m}^2 \times 0.05\text{m} = 105$ 運搬距離: 19.2km	m ³	105.0	
殻処分	As殻: $2100\text{m}^2 \times 0.05\text{m} = 105$ ($105.0\text{m}^3 \times 2.35\text{t}/\text{m}^3 = 246.75\text{t}$)	m ³	105.0	
表層工	再生密粒度AS13 t=5cm	m ²	2,097.3	数量計算書
【区画線工】		式	1	
区画線工		式	1	
熔融式区画線	W=15cm、実線、白 外側線 $368.5 \times 2 = 737\text{m}$	m	737.0	全線両側
熔融式区画線	W=45cm、実線、白 停止線1本 2.35m	m	2.3	NO.0付近

数 量 計 算 書

測 点	単 距 離	切 削			表 層		
		幅員	平均幅員	平 積	幅員	平均幅員	平 積
No.0-3.5m	3.500	11.50	8.68	30.4	11.50	8.68	30.4
No.0	0.000	5.85	8.68	0.0	5.85	8.68	0.0
No.1	20.000	5.60	5.73	114.6	5.60	5.73	114.6
No.2	20.000	5.53	5.57	111.4	5.53	5.57	111.4
No.3	20.000	5.52	5.53	110.6	5.52	5.53	110.6
No.4	20.000	5.60	5.56	111.2	5.60	5.56	111.2
No.5	20.000	5.60	5.60	112.0	5.60	5.60	112.0
No.6	20.000	5.64	5.62	112.4	5.64	5.62	112.4
No.7	20.000	5.69	5.67	113.4	5.69	5.67	113.4
No.8	20.000	5.47	5.58	111.6	5.47	5.58	111.6
No.9	20.000	5.75	5.61	112.2	5.75	5.61	112.2
No.10	20.000	5.85	5.80	116.0	5.85	5.80	116.0
No.11	20.000	5.75	5.80	116.0	5.75	5.80	116.0
No.12	20.000	5.66	5.71	114.2	5.66	5.71	114.2
No.13	20.000	6.09	5.88	117.6	6.09	5.88	117.6
No.14	20.000	5.60	5.85	117.0	5.60	5.85	117.0
No.15	20.000	5.66	5.63	112.6	5.66	5.63	112.6
No.16	20.000	5.57	5.62	112.4	5.57	5.62	112.4
No.17	20.000	5.49	5.53	110.6	5.49	5.53	110.6
No.17+10m	10.000	5.54	5.52	55.2	5.54	5.52	55.2
No.18	10.000	5.78	5.66	56.6	5.78	5.66	56.6
No.18+5m	5.000	5.93	5.86	29.3	5.93	5.86	29.3
計	368.500			2,097.3			2,097.3

特記仕様書

第1章 総 則

第1節 総 則

第1条 適 用

1. この特記仕様書は、土木工事共通仕様書（令和7年10月改正）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 公共事業労務費調査に対する協力について

1. 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等必要な協力を行わなければならない。
2. 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者はその実施に協力しなければならない。
3. 公共事業労務費調査の対象となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
4. 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合には、元請負者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が第3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第3条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、千葉県県土整備部が定める千葉県土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。
2. 工事写真管理は、千葉県土木工事施工管理基準に記載する写真管理基準による。

第4条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事実施期間中は、公道の出入口等に誘導員を配置させ安全確保に努めなければならない。
3. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。
4. 工事の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
5. 受注者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

6. 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

第5条 工事現場管理

- ・受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。
- 1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- 4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6. 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
- 7. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第6条 建設機械の使用

- ・本工事の施工にあたり下記機種 of 建設機械を使用する場合は、標準操作方式建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第248号最終改正平成8年3月22日付経機発第35号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただし、指定されていない建設機械を使用する場合は監督職員と協議するものとする。ただし、平成6年9月30日以前に製作された移動式クレーン、平成7年3月31日以前に製作されたブルドーザについては、この限りではない。

機 種	備 考
バックホウ（油圧ショベル）	
移動式クレーン （平成6年10月1日以降に製造されたもの）	クローラクレーン トラッククレーン ホイールクレーン

第7条 安全・訓練等の実施

- ・本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当り半日以上時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。
- 1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- 2. 本工事内容等の周知徹底
- 3. 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- 4. 本工事における災害対策訓練

- 5. 本工事現場で予想される事故対策
- 6. その他、安全・訓練等として必要な事項

第8条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

- ・施工に先立ち、作成する施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

第9条 安全・訓練等の実施状況報告

- ・安全・訓練等の実施状況を報告するものとする。

第10条 工期

- ・工期は、雨天、休日等を見込み、契約の翌日から令和8年12月7日までとする。
。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第11条 工事支障物件

- ・占用物件等の費用負担

本工事に関連する占用物件の撤去、移設、防護及び復旧工事については、各占用物件の管理者（企業）が処理するものとする。

第12条 建設副産物処理計画及び実態の確認

- ・建設副産物の処理にあたっては、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適正に行わなければならない。
- ・建設副産物の処分に先立ち、建設副産物処理承認申請書（様式1）を提出し、監督職員と協議しなければならない。
- ・建設副産物の処分を行った時は、建設副産物処理調書（様式2）及び実際に要した投棄料を証明する資料を、監督職員に提出しなければならない。
なお、建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム（積過目録制）」の実施に基づく建設廃棄物マニフェストA票、E票（複写式伝票）を監督職員に提示し、確認を受けるとともに、E票の写しを提出すること。
- ・「建設リサイクル推進計画2020（国土交通省）および「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

第13条 建設工事に係る資材の再資源化等

1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

- （1）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事で

ある。

なお、建設工事請負契約書「6. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等した施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、書面に添付する資料は「建設リサイクルガイドライン」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を使用するものとする。

2. 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

- (1) 法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面(説明書)を提出し説明を行うこととする。
- (2) 書面の提出は、契約に先立って行うものとする。
- (3) 書面は施工計画書に添付するものとする。

~~第14条 公共工事に伴う特定建設作業実施の届出~~

- ~~・本工事の施工にあたり、請負者は騒音規制法及び振動規制法並びに大網白里市環境保全条例を遵守し、必要に応じ特定建設作業実施届を当該作業開始の7日前までに提出するものとする。~~

第2章 材 料

第1節 適 用

第1条 海外建設資材

- ・J I S規格が定まっている建設資材のうち、海外においてJ I S認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、(財)土木研究センターまたは(財)建材試験センターが発行する海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。
- ただし、J I S認定製品として生産・納入されていない建設資材については必ずしも海外建設資材品質審査証明書を必要としないものとする。

第2節 材料の品質及び検査確認等

第1条 材料の確認

- ・下記の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した

資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

区 分	確 認 材 料 名	摘 要
セメント及び 混和材	セメント	J I S 製品以外
	混和材料	J I S 製品以外
セメントコンクリート製品	コンクリート製品一般	J I S 製品以外
その他	レディミクストコンクリート	J I S 製品以外
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く

第2条 J I S 製品記号

- ・設計図書中の J I S 製品記号は、J I S の国際単位系（S I）移行（以下、「新 J I S」という。）に伴い、すべて新 J I S の製品記号としているが、旧 J I S に対応した材料を使用する場合は、旧 J I S 製品記号に読みかえて使用出来るものとする。

第3節 瀝青材料

第1条 一般瀝青材料

- ・ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用 途	針 入 度	摘 要
表 層	6 0 ～ 8 0	

第3章 一 般 施 工

第1節 構造物撤去工

第1条 一般事項

- ・アスファルトコンクリート塊の搬出については下記のとおりとする。
 1. 受け入れ場所
千葉県千葉市若葉区野呂町1662-1 （株）共同土木
（運搬距離19.2km）
 2. 受け入れ時間
8時00分～17時00分
 3. 受け入れ費用

AS廃材 3,330円/t ~~鉄筋CO廃材 2,300円/t~~
~~無筋CO廃材 1,130円/t~~ ~~有筋2次CO廃材 2,900円/t~~
~~路盤廃材 780円/t~~

4. 受け入れ条件

最大寸法 50cm角以下

5. 搬出に先立ち、受け入れ条件について処理場に確認しなければならない。

6. 搬出に際しては、搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

7. 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、前項により難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

~~第4章 土 工~~

~~第1節 道路土工~~

~~第1条 掘削工（切土工）~~

- ~~・掘削土の一部は路床盛土に流用するものとする。~~
- ~~・締固め度の管理は、現場密度によるものとし、最大乾燥密度の90%以上とする。~~

~~第2条 建設発生土~~ ~~〔指定処分(B)〕~~

- ~~・建設発生土は、片道運搬距離45.6km以内に排出するものとする。~~

~~第5章 無筋・鉄筋コンクリート~~

~~第1節 コンクリート~~

~~第1条 レディーミクストコンクリート~~

- ~~1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。~~

粗骨材の最大寸法	スランプ	呼び強度	セメントの種類
25mm	8cm	18N/mm²	高炉セメントB種
25mm	18cm	24N/mm²	高炉セメントB種

- ~~ただし、高炉セメントによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。~~
- ~~2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成7年10月一部改正）により行うものとする。~~

~~第2条 モルタル~~

- ~~・モルタルに使用するセメントの種類は、高炉セメントでセメント量は、1：3とする。~~

第6章 舗 装

第1節 舗 装 工

第1条 材 料

- ~~・粒状路盤材クラッシャーランは、RC-40とする。~~
- ~~・粒度調整路盤材料は、MS-25とする。~~

- ・加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

混合物の種類	最大粒径 (mm)	アスファルト量 (%)	摘 要
再生密粒度	13	5～7	表 層

第2条 加熱アスファルト混合物

- ・受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準によるものとする。

第7章 監視機器・測定機器

（趣旨）

第1条 本工事（業務）を履行するに当たり使用する監視機器・測定機器の取扱いについては、本仕様書（本章）の定めるところによる。

（定義）

第2条 本仕様書（本章）において「監視機器」とは、本工事（業務）に係る成果品を適正な状態で納入するために、成果品が完成するまでの各過程を監視することを目的に設置する機器をいう。

（例：ビデオカメラ、録音装置等）

2 本仕様書（本章）において「測定機器」とは、本工事（業務）を履行するに当たり必要な各種測定を行うために用いる機器をいう。

（例：各種測量機器、騒音測定器等）

（監視機器・測定機器の管理）

第3条 受注者は、自らが保有する監視機器・測定機器を適正に管理しなければならない。

（測定機器の管理の特例）

第4条 前条に規定するもののほか、受注者は、測定値の正当性を確保する必要がある場合は、次の各号に掲げる方法により測定機器を管理しなければならない。

- (1) 測定機器は、定期的又は使用前に、国際又は国家計量標準に照らして校正又は検証すること。校正又は検証の結果は記録として維持しておくこと。
なお、国際又は国家計量標準が存在しない場合は、校正又は検証に用いた基準を記録しておくこと。

- (2) 測定機器を調整しておくこと。また、必要に応じて再調整すること。
 - (3) 未校正の測定機器を使用することのないよう、校正を終えた測定機器は識別しておくこと。
 - (4) 測定結果を無効にするような操作ができないようにすること。
 - (5) 測定機器が損傷したり劣化したりしないように、適正に保管すること。
- 2 測定値に誤りが発見された場合は、直ちに是正処置を行うとともに、それまでの測定結果の有効性の再評価を行わなければならない。

(届出)

第5条 受注者は、本契約に基づき監視機器・測定機器を使用する場合は、契約期間内に、監視機器・測定機器報告書（別記様式）にその内訳を記載し、発注者に届け出なければならない。

(準用)

第6条 第2条及び第3条の規定は、本工事（業務）の下請負契約を締結した場合の下請負人について準用する。この場合において、受注者は、下請負人が同条の規定を遵守するよう監督しなければならない。

第8章 その他

第1節 その他

第1条 苦情等の対応

- ・ 工事沿道住民より苦情または意見等があった場合は、丁寧に対応し、直ちに監督員に報告するとともに適切な措置をとらなければならない。

様式－1

建設副産物処理承認申請書

令和 年 月 日

工事名
工事場所

工期
処理期間

年 月 日～ 年 月 日
年 月 日～ 年 月 日

請負業者名
現場代理人名

住所
電話番号

建設副産物	建設発生土(m3)	路盤廃材(m3)	アスファルト・コンクリート塊(トン)	コンクリート塊(トン)	建設汚泥(トン)	
処理場所						
所在地 電話番号						
地目		—	—	—		
面積＊高さ	m ² ＊ m	—	—	—		
処理業の許可番号	—					
許可期限	—					
農地転用等 許可番号		—	—	—		
処理数量						
処理費用(円)						
運搬距離(km)						
運搬業者 下請業者名 同電話番号 収集運搬許可番号	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請	

- (注)
1. 処理される建設副産物に応じて適宜、記入欄を追加すること。
 2. 工事現場と処理地の関係がわかる図面を添付のこと。(A4)
 3. 「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを添付すること。
 4. 処理費とは、運搬費を含まない単位あたり処理費とする。
 5. この申請書は1部提出すること。

様式－2

建設副産物処理調書

令和 年 月 日

工事名
工事場所

工期
処理期間

年 月 日～ 年 月 日
年 月 日～ 年 月 日

請負業者名
現場代理人名

住 所
電話番号

建設副産物	建設発生土(m3)		路盤廃材(m3)		アスファルト・コンクリート塊(トン)		コンクリート塊(トン)		建設汚泥(トン)			
処理場所												
運搬距離	km		km		km		km		km		km	
年 月	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計
合計												

(注) 1. 処理された建設副産物に応じて適宜、記入欄を追加すること。
2. この調書は1部提出すること。

1.工事概要

 灰色の部分は、記入する必要がありません。

1.工事概要		灰色の部分は、記入する必要がありません。		発注担当者チェック欄 		請負会社名 				衣面	
発注機関名		発注機関コード*1 		担当者 	建設業許可 または 解体工事業登録	大館 知事		請負会社コード*2 		記入年月日	R. 年 月 日
				TEL ()		号 				工事責任者	
					会社所在地		TEL FAX	() ()		調査票記入者	

工 事 名				工事種別コード*3	請負金額	千 百 十 千 百 十 億 億 億 億 万 万 万 万 1万円未満四捨五入 0,000 円 (税込み)		左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 千 百 十 千 百 十 万 万 万 万 万 1万円未満四捨五入 0,000 円 (税込み)	
工事施工場所	都 道 市 区 府 県 町 村	住所コード*4			工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日	
工 事 概 要 等	施工条件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等)					重要：解体工事のみ 右欄に記入して下さい			
建 築 面 積		百 十 万 万 千 百 十 一 m ²		階 数		地上 階 地下 階			
延 床 面 積		m ²							
(数字に○をつける)		1.鉄骨鉄筋コンクリート造 2.鉄筋コンクリート造 3.鉄骨造 4.コンクリートブロック造 5.木造 6.その他		(数字に○をつける)		1.居住専用 2.居住産業併用 3.事務所 4.店舗 5.工場、作業所 6.倉庫 7.学校 8.病院診療所 9.その他			

2.建設資材利用実施

注:コード*5~9は下記欄外のコード表より数字を選んで下さい。

※住所情報は、国の施策立案等において活用させていただきますので、番地までご記載願います。

[illegible]

コード5 コンクリートについて	
1.生コン(バージン骨材)	2.再生生コン(Co再生骨材H)
3.再生生コン(Co再生骨材M)	4.再生生コン(Co再生骨材L)
5.再生生コン(その他のCo再生骨材)	6.再生生コン(Co再生骨材以外の再生材)
7.無筋コンクリート二次製品	8.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について	
1.有筋コンクリート二次製品	2.その他
木材について	
1.木材(ボード類を除く)	2.木質ボード
アスファルト混合物について	
1.粗粒度アスコン	2.密粒度アスコン
4.開粒度アスコン	5.改質アスコン
7.加熱アスファルト安定処理路盤材	8.その他
土砂について	
1.第一種建設発生土	2.第二種建設発生土
4.第四種建設発生土	5.淤泥土
7.建設汚泥処理土	8.再生コンクリート砂
9.山砂、山土などの新材	(採取土、購入土)
砕石について	
1.クラックチャーラン	2.粒度調整砕石
4.単粒度砕石	5.ぐり石、割ぐり石、自然石
6.その他	3.鉱い
塩化ビニル管・継手について	
1.硬質塩化ビニル管	2.その他
石膏ボードについて	
1.石膏ボード	2.シーリング石膏ボード
4.化粧石膏ボード	5.石膏ラスポード
6.その他	3.強化石膏ボード
その他の建設資材について	
(利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)	

コード*6

アスファルト混合物について

- 1.表層
- 2.基層
- 3.上層路盤
- 4.歩道
- 5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)

土砂について

- 1.道路路床
- 2.路床
- 3.河川築堤
- 4.構造物等の裏込材、埋戻し用
- 5.宅地造成用
- 6.水面埋立用
- 7.場整備(農地整備)
- 8.その他(具体的に記入)

砕石について

- 1.舗装の下層路盤材
- 2.舗装の上層路盤材
- 3.構造物の裏込材、基礎材
- 4.その他(具体的に記入)

塩化ビニル管・継手について

- 1.水道(配水)用
- 2.下水道用
- 3.ケーブル用
- 4.農業用
- 5.設備用
- 6.その他

石膏ボードについて

- 1.壁
- 2.天井
- 3.その他

その他の建設資材について
(利用用途を具体的に記入して下さい)

コード*7

再生資材の供給元について
1.現場内利用
2.他の工事現場(内陸)
3.他の工事現場(海面)
4.再資源化施設
5.土砂ストックヤード
6.その他

コード*8	
施工条件について	
1.再生材の利用の指示あり	
2.再生材の利用の指示なし	

コード*9
コンクリートについて

1.再生生コン(Co再生骨材H)	2.再生生コン(Co再生骨材M)
3.再生生コン(Co再生骨材L)	4.再生生コン(その他Co再生骨材)
5.再生生コン(Co再生骨材以外の再生材)	6.再生無筋コンクリート二次製品

7.その他

コンクリート及び鉄から成る建設資材について

1.再生有筋コンクリート二次製品	2.その他
------------------	-------

木材について

1.再生木材(ボード類を除く)	2.再生木質ボード
-----------------	-----------

アスファルト混合物について

1.再生粗粒度アスコン	2.再生密粒度アスコン	3.再生細粒度アスコン
4.再生開粒度アスコン	5.再生改質アスコン	6.再生アスファルトモルタル
7.再生加熱アスファルト安定処理路盤材	8.その他	

土砂について

1.第一種建設発生土	2.第二種建設発生土	3.第三種建設発生土
4.第四種建設発生土	5.淤泥土	6.土質改良土
7.建設汚泥処理土	8.再生コンクリート砂	

碎石について

1.再生クワッシャーラン	2.再生粒度調整碎石	3.鉱さい	4.その他
--------------	------------	-------	-------

塩化ビニル管・継手について

1.再生硬質塩化ビニル管	2.その他
--------------	-------

その他の建設資材について
(利用者の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい)

注1:再生資材利用量について
アスファルト混合物等で、利用した再生材(製品)の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材(製品)の利用量を記入して下さい。

裏面にもご記入下さい

様式2 再生資源利用促進計画書(実施書) ー建設副産物搬出工事用ー

1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

灰色の部分は、記入する必要がありません。

建築工事中において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2.建設副産物搬出実施

現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについてご記入下さい。 ※住所情報は、国の施策立案等において活用させていただきますので、書地までご記載願います。

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第一位まで	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用促進率			
		現場内利用		減量化		搬出先名称		区分 どちらかに○を付けて下さい	施工条件 の内容 コード * 12	搬出先場所住所※	住所コード			搬出先の種類 コード * 13	④現場外搬出量 小数点第一位まで	うち現場内改良分 小数点第一位まで	⑤再生資源 利用促進量 (注2)	②+③+⑤ ① (%)	
		②利用量 コード * 10 小数点第一位まで	③現場内改良分 小数点第一位まで	④減量化量 コード * 11 小数点第一位まで	③減量化量 小数点第一位まで	千	百				十								
資材 廃棄物	コンクリート塊	トン	トン	トン		搬出先1	公共 民間							km	トン	トン	トン	%	
	建設発生木材A (柱、梁など木質材料が 廃棄物となったもの)	トン	トン	トン		搬出先1	公共 民間							km	トン		トン	%	
	アスファルト・ コンクリート塊	トン	トン	トン		搬出先1	公共 民間							km	トン	トン	トン	%	
	その他がれき類	トン				搬出先1	公共 民間							km	トン		トン	%	
	建設発生木材B (立木、薪炭材などが廃棄 物となったもの)	トン	トン	トン		搬出先1	公共 民間							km	トン		トン	%	
	建設汚泥	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間							km	トン	トン	トン	%	
	金属くず	トン				搬出先1	公共 民間							km	トン		トン	%	
	廃塩化ビニル管・継手	kg				搬出先1	公共 民間							km	kg		kg	%	
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	トン				搬出先1	公共 民間							km	トン		トン	%	
	廃石膏ボード	トン				搬出先1	公共 民間							km	トン		トン	%	
	紙くず	トン				搬出先1	公共 民間							km	トン		トン	%	
	アスベスト (飛散性)	トン				搬出先1	公共 民間							km	トン		トン	%	
	その他の分別 された廃棄物	トン				搬出先1	公共 民間							km	トン		トン	%	
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	トン				搬出先1	公共 民間							km	トン		トン	%	
	建設発生土	第一種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間							km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
		第二種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間							km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
第三種 建設発生土		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間							km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
第四種 建設発生土		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間							km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
浚渫土 (建設汚泥を除く)		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間							km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
合 計		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先2	公共 民間							km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	

コード*10
1.路盤材 2.裏込材
3.埋戻し材 4.その他(具体的に記入)

コード*11
1.焼却 2.脱水
3.天日乾燥 4.その他(具体的に記入)

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
(発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分)
(発注時には指定されていないが、
発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

【建設廃棄物の場合】
1.売却 2.他の工事現場 3.広域認定制度による処理 4.中間処理施設(アスファルト合材プラント) 5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設) 6.中間処理施設(サマルリサイクル) 7.中間処理施設(単焼却) 8.廃棄物最終処分場(海面処分場) 9.廃棄物最終処分場(内陸処分場) 10.その他の処分

【建設発生土の場合】
1.売却 2.他の工事現場(内陸) 3.他の工事現場(海面) 4.土質改良プラント(再利用先工事が決定) 5.土質改良プラント(再利用先工事が未決定) 6.ストックヤード(再利用先工事が決定) 7.ストックヤード(再利用先工事が未決定) 8.工事予定地 9.採石場・砂利採取跡地等復旧事業 10.廃棄物最終処分場(覆土としての受入) 11.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入) 12.建設発生土受入地(公共事業の土捨て場) 13.建設発生土受入地(農地受入) 14.建設発生土受入地(民間土捨て場・残土処分場)

注2:再生資源利用促進率について
現場外搬出量④のうち、搬出先の種類(コード*13)が
【建設廃棄物の場合】
1.~6.の合計
【建設発生土の場合】
1.~6.の合計

(18 条関係様式)

再 資 源 化 等 報 告 書

令和 年 月 日

(発注者)

様

(郵便番号 —)
氏 名
住 所 印
電話番号 — —

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条 1 項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称
2. 工事の場所
3. 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円 (税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料)

- ☐ 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの) 様式 1
☐ 再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの) 様式 2

(12 条関係様式)

法第 12 条第 1 項に基づく書面

令和 年 月 日

(発注者)

様

(郵便番号 ー)

住 所

氏 名

印

電話番号

ー

ー

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について、次のとおり説明します。

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 説明内容 添付資料のとおり

4. 添付資料

①別表（別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの）

☐別表 1（建築物に係る解体工事）☐別表 2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））☐別表 3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

②工程の概要を示す資料

☐工程表

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他 ()		
工事の種類		☐ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他 ()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____ 年 その他 ()		
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他 () 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他 ()		
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他 ()		
	搬出経路	障害物 ☐ 有 () ☐ 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()		
	特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	☐ 有 () ☐ 無		
	その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他 () その他の場合の理由 ()		
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量 の見込み(全工事)並びに特定建設 資材が使用される工作物の部分(新 築・維持・修繕工事のみ)及び特定 建設資材廃棄物の発生が見込まれる 工作物の部分(維持・修繕・解体工 事のみ)	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見 込まれる部分(注)
		☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考				

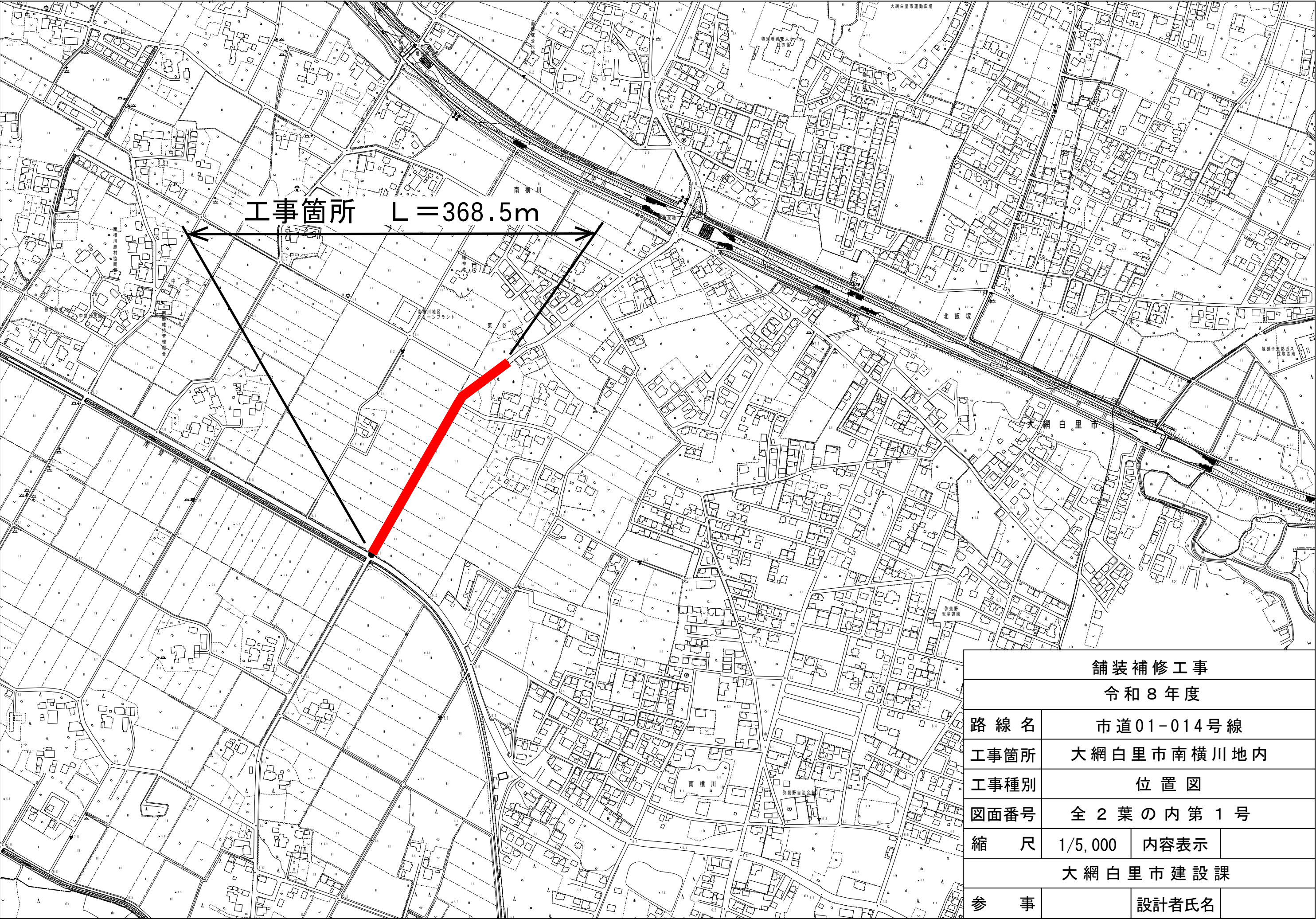
□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

第4号様式（第14条の2第5項）

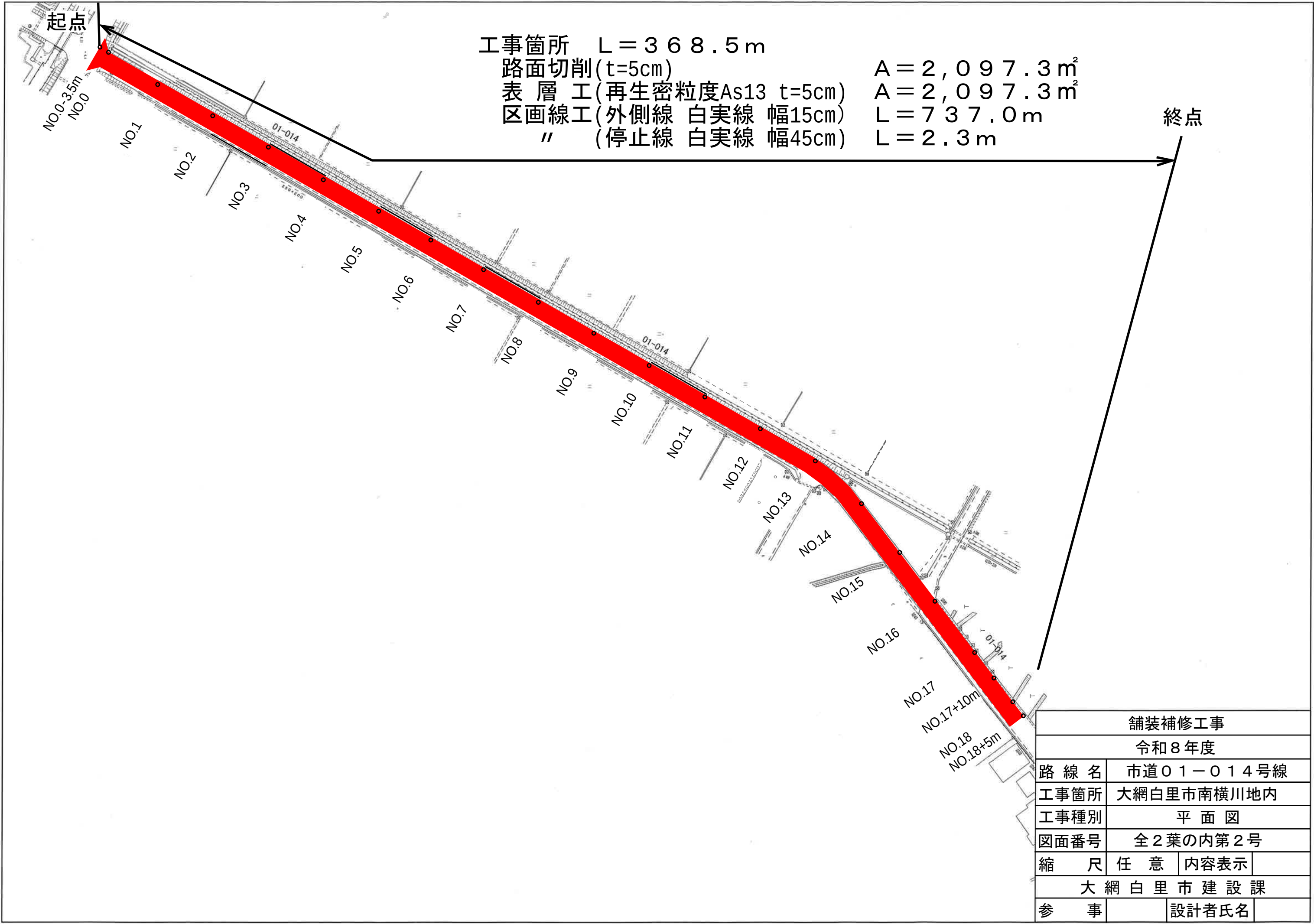
監視機器・測定機器報告書

- 1 件名：
2 場所： 請負者名 印
3 履行期間：
4 監視機器・測定機器の内訳

[illegible]



舗装補修工事			
令和 8 年度			
路 線 名	市道01-014号線		
工事箇所	大網白里市南横川地内		
工事種別	位 置 図		
図面番号	全 2 葉 の 内 第 1 号		
縮 尺	1/5,000	内容表示	
大網白里市建設課			
参 事	設計者氏名		



工事箇所 L = 3 6 8 . 5 m

路面切削 (t=5cm)

A = 2 , 0 9 7 . 3 m²

表層工 (再生密粒度As13 t=5cm)

A = 2 , 0 9 7 . 3 m²

区画線工 (外側線 白実線 幅15cm)

L = 7 3 7 . 0 m

区画線工 (停止線 白実線 幅45cm)

L = 2 . 3 m

終点

舗装補修工事

令和8年度

路線名 市道01-014号線

工事箇所 大網白里市南横川地内

工事種別 平面図

図面番号 全2葉の内第2号

縮尺 任意 内容表示

大網白里市建設課

参事 設計者氏名